いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立上久下小学校 令和7年4月

いじめ防止等のための学校基本方針

丹波市立上久下小学校

1 いじめの防止等の対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(法第2条)

(2) 具体的ないじめの態様(主な例)

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」より

(3) いじめの基本認識

- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ・嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ・暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、 身体に重大な危険が生じる。
- ・いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与 えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

平成29年8月兵庫県教育委員会「いじめ対応マニュアル」改訂版より

2 学校の取組方針及びその内容

(1) いじめの防止等の対策のための組織について

- ・いじめ対応にあたっては、学級担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応する。 管理職・生活指導担当・養護教諭・関係教員・スクールカウンセラー等からなる「いじめ対応チーム」を設置し、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核的な役割を担う。さらに、「いじめ対応チーム」の存在や活動等について保護者に啓発する。また、職員会議を通して全職員の共通理解と共通行動を行う。
- ・目指す児童像「心も体も元気で進んで行動する子」「意欲的に自ら学び、進んで思いを伝える子」「ふるさとを愛し、人とのつながりを大切にする子」のもと、人権尊重の精神を基盤にして人とつながり、共に生きる心を育て、いじめを許さず、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができる上久下小学校づくりを進める。

(2) いじめの未然防止のために

- ・生活指導の年間目標のもと、互いに認め合い、共に伸びる仲間づくりの実現のために、一人ひとりが自己有用感、自己肯定感を感じる「心の居場所づくり」の取組を行い、温かい学級経営を行う。
- ・具体的ないじめの様態を認識する。(冷やかし、仲間はずれ、暴力、金品の要求、金品を隠す・盗む、嫌なことを強制される、パソコンやスマホ等で誹謗中傷される等)
- ・保護者・地域への働きかけとして各種会議において情報提供と意見交換を行うと共に、学校便りやホームページ等を通じての広報活動、学校評価や学校運営協議会のもとでの検証の取組を行う。
- ・「生命尊重」「人権意識」を高めるために、体験活動・コミュニケーション活動等の充実を図り、 一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを行う。(性同一性障害等に関する正しい理解を 促進、情報モラル教育の充実等を図る)
- ・教職員自らの認識や言動を高め、共通理解と共通行動のための組織的取組を行う。
- ・「こども基本法」「生徒指導提要」に基づき、いじめの対応や学校のきまりなどを見直し、積極的な 生徒指導を進めるための発達支持的生徒指導の充実を図る。

(3) いじめの早期発見のために

- 「子どもと共に過ごす教師」を心がけ、日々の子どもたちの様子や変化・課題の把握に努める。
- ・日記・作文や連絡帳等を活用し、担任と子ども・保護者が連絡を密に行い、信頼関係を構築する。
- ・学期に一回以上のいじめ実態調査アンケートを行う。その際児童が記入しやすい方法となるように 配慮する。
- ・上記の取組を通して、臨機応変に子どもたちとの教育相談(面談)・家庭訪問等を行う。

(4) いじめに対する措置のために

- ・「いじめ対応チーム」会議を開催し、該当児童を守り通すとともに、一定の配慮の下、加害児童に対しては同じことを繰り返さないために毅然とした指導を行う。
- ・いじめ対応を迅速に行う。
 - ①時系列にそった正確な事実把握
 - ②指導体制・方針の決定、関係機関への報告と協議
 - ③子どもへの継続的な指導・支援と保護者との連携

- ・中長期的な今後の対応を決定し、指導を行う。
- ・情報を共有し対応に係る記録の保存を行う。

(5) 重大事態への対処のために

- ・市教育委員会は、調査を行う機関として独立した丹波市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を組織し、専門委員会が公平・中立を旨として調査にあたる。
- ・重大事態の発生直後に学校から市教育委員会に報告をする。
- ・重大事態の判断は、市教育委員会が行い市長に報告する。
- ・市教育委員会または学校による調査を行う。
- ・重大事態の調査の結果を市教育委員会を通じ、市長に報告をする。
- ・学校が調査主体となる場合、いじめ対応チームを母体とした組織が調査する。事実関係を明確にするとともに、調査結果をいじめを受けた児童・その保護者に提供する。
- ・必要がある場合は、調査結果を受けた市長による再調査及び措置を実施する。

(6) 家庭・地域・関係機関等との連携のために

- ・学校の方針を、各種会議や各種通信・ホームページ等を活用して情報提供・広報活動・意見交換を 行う。
- ・学校運営協議会を中心に、学校の教育活動の推進に取り組む。

(7) 資料の保管

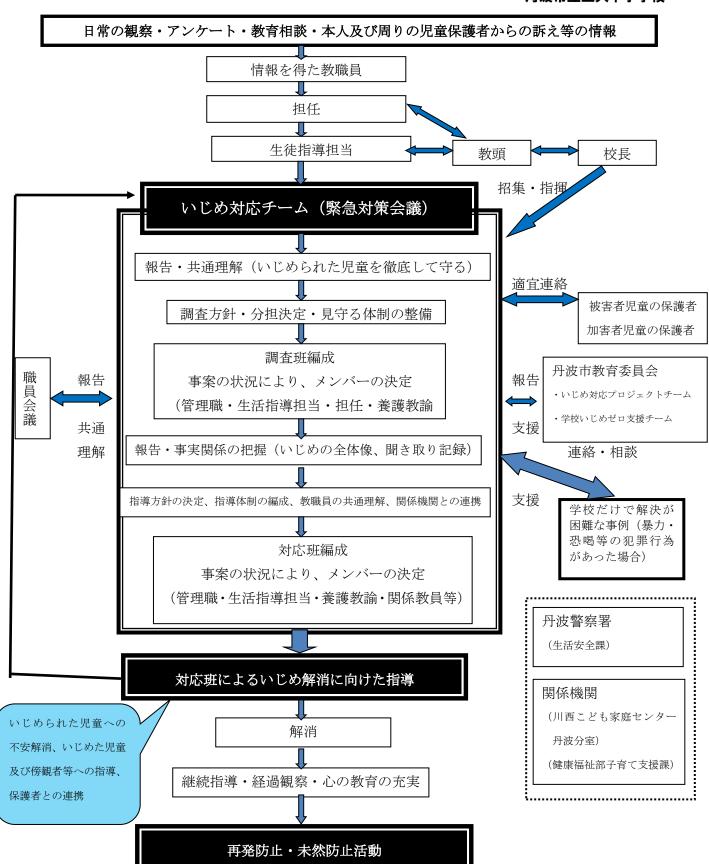
- (1) いじめに関するアンケートの回答用紙については、実施方法(記名、無記名、持ち帰り等)に関わらず、実物を対象児童が卒業するまで学校が保管する。
- (2)回答を取りまとめた文章やいじめについて聞き取った記録等は、その年度の終わりから5年間、 学校が保管する。
- (3) いじめの重大事態に関する資料等は、発生した年度の終わりから10年間、学校が保管する。
- (4)保管年限が経過した資料については、丹波市立小学校及び中学校における文書取扱要綱に基づいて廃棄する。

- 別添1 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ
- 別添2 いじめ重大事態発生時の対応の流れ
- 別添3 いじめの防止年間指導計画

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

別添1

丹波市立上久下小学校



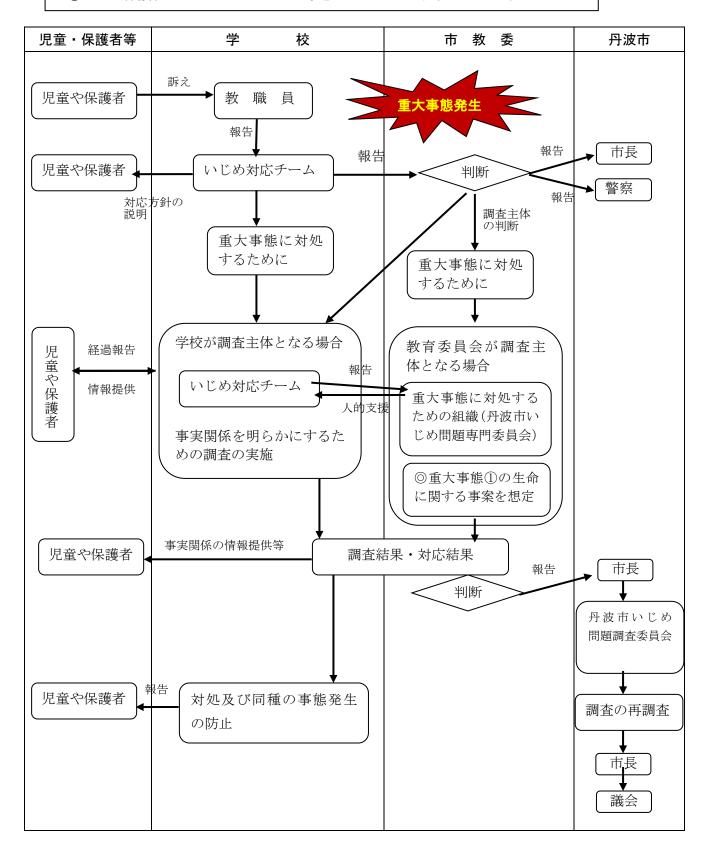
いじめ重大事態発生時の対応の流れ

別添2

丹波市立上久下小学校

◎重大事態

- ①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いあると認めるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ③児童や保護者からいじめによる重大事態に至ったという申し立てがあったとき



いじめの防止年間指導計画

別添3

丹波市立上久下小学校

